



お知らせ版

INFORMATION

■ 発行 / 大子町 ■ 編集 / 総務課 〒319-3526 久慈郡大子町大字大子 866
TEL0295-72-1114 FAX0295-72-1167 HP <http://www.town.daigo.ibaraki.jp/>

平成29年

4/5

No.150

平成29年度 町税等納期一覧表

月 別	税 目 等	期 別	納 期 限	備 考
4 月	固定資産税	第 1 期	平成 2 9 年 5 月 1 日 (月)	納税通知書は、4 月中旬にお送りします。
5 月	軽自動車税	全 期	平成 2 9 年 5 月 3 1 日 (水)	納税通知書は、5 月中旬にお送りします。
6 月	町県民税	第 1 期	平成 2 9 年 6 月 3 0 日 (金)	納税通知書は、6 月中旬にお送りします。
7 月	固定資産税 国民健康保険税 介護保険料 後期高齢者医療保険料	第 2 期 第 1 期 第 1 期 第 1 期	平成 2 9 年 7 月 3 1 日 (月)	国保・介護・後期高齢者医療保険料納税通知書は、7 月中旬にお送りします。
8 月	町県民税 国民健康保険税 介護保険料 後期高齢者医療保険料	第 2 期 第 2 期 第 2 期 第 2 期	平成 2 9 年 8 月 3 1 日 (木)	
9 月	国民健康保険税 介護保険料 後期高齢者医療保険料	第 3 期 第 3 期 第 3 期	平成 2 9 年 1 0 月 2 日 (月)	
1 0 月	町県民税 国民健康保険税 介護保険料 後期高齢者医療保険料	第 3 期 第 4 期 第 4 期 第 4 期	平成 2 9 年 1 0 月 3 1 日 (火)	
1 1 月	国民健康保険税 介護保険料 後期高齢者医療保険料	第 5 期 第 5 期 第 5 期	平成 2 9 年 1 1 月 3 0 日 (木)	
1 2 月	固定資産税 国民健康保険税 介護保険料 後期高齢者医療保険料	第 3 期 第 6 期 第 6 期 第 6 期	平成 3 0 年 1 月 4 日 (木)	
1 月	町県民税 国民健康保険税 介護保険料 後期高齢者医療保険料	第 4 期 第 7 期 第 7 期 第 7 期	平成 3 0 年 1 月 3 1 日 (水)	
2 月	固定資産税 国民健康保険税 介護保険料 後期高齢者医療保険料	第 4 期 第 8 期 第 8 期 第 8 期	平成 3 0 年 2 月 2 8 日 (水)	
3 月	通常納期のものではありません。			

- ▼ 税金は、納期限内に納めましょう。
- ▼ 納付には口座振替が便利です。口座振替は、各金融機関や役場窓口にお申し込みください。
- ▼ コンビニエンスストアでも納付できますので、御利用ください（納期限内に限ります。）。

問合せ 税務課 Tel 7 2 - 1 1 1 6

町営住宅入居者募集

▼募集住宅

住宅名	所在地	戸数	間取り	構造	建築年	種別
アメニティ本町	太子 999-7	1 戸	3LDK	RC 5 階建 (4 階)	H15 年	町営
＜設備＞ガス給湯器, IHコンロ持込, BS 共同アンテナ, 水洗トイレ, バス・トイレ別, シャワー, 追い炊き, 駐車場 1 台, 倉庫						

▼入居資格

※入居の際は、連帯保証人が 2 人必要です。

※所得月額計算方法(世帯の所得額－同居及び別居扶養人数×38 万円)÷12 か月＝所得月額

「所得金額」とは、給与の源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」欄に記載されている金額、確定申告書の所得金額の合計欄の金額又は市町村長が発行する所得が分かる証明書の所得金額の合計欄の金額です。「世帯の所得金額」は、世帯全員の「所得金額」を合算した額となります。

- ・所得月額が 158,000 円以下（高齢者、障害者については、214,000 円以下）
- ・町税等（水道料金を含む。）を滞納していない方で、住宅に困っている方
- ・同居する、又は同居しようとする親族がいる方（高齢者及び障害者は除く。）
- ・暴力団員でない方

▼月額家賃

入居者の所得及び町営住宅の立地条件、規模等の便益に応じた家賃となります。

所得月額	家賃
0 円～104,000 円	25,000 円
104,001 円～123,000 円	28,800 円
123,001 円～139,000 円	33,000 円
139,001 円～158,000 円	37,200 円

※18 歳以下の扶養する児童等により家賃が(1 人 10%, 2 人 15%, 3 人以上 20%)減額されます。

▼共 益 費 3,000 円(月額)

▼敷 金 家賃の 3 か月分

▼受付期間 4 月 5 日(水)～4 月 25 日(火)

▼受付場所 建設課(申込書は建設課にあります。)

▼入居者の選考 募集締切り後、入居資格審査の上、町営住宅等入居者選考委員会の選考により入居予定者を決定します。

▼入居時期 6 月下旬予定(誓約書等の必要書類提出後に決定します。)

問合せ 建設課 Tel 72-2611

住宅リフォーム助成金の御案内

平成 29 年度に住宅をリフォームする方に助成金を交付します。ただし、木造住宅助成金、子育て世帯住宅建設助成金との併用はできません。

▼助成要件 次の全ての項目に該当する方

▽町内に自ら居住するための住宅をリフォームする。

▽町内の建設業者が施工する。

▽リフォーム費用が 20 万円(消費税を除く)以上である。

▽市町村税等を滞納していない。

▽原則、交付申請を行った年度末までにリフォームが完成する。

※ただし、申請段階で次年度まで工事が掛かることが明らかである場合も助成対象となります。

▼助成金額 リフォーム費用(消費税を除く)の 15/100(限度額 300,000 円)

▼必要書類 住宅リフォーム助成金交付申請書(必ず着工前に建設課に提出してください。), 位置図等, 見積書の写し, 市町村税完納証明書(太子町在住者で, マイナンバーを記入した方は提出不用), 建築確認申請書又は建築工事届の写し

問合せ 建設課 Tel 72-2611

子育て世帯住宅建設助成金の御案内

平成 29 年度に 18 歳以下の児童がいる世帯の方が家建てる場合に助成金を交付します。ただし、木造住宅助成金、住宅リフォーム助成金との併用はできません。

▼助成要件 次の全ての項目に該当する方

▽18 才以下の児童がいる世帯で、町内に自ら居住するための住宅を新築、増築又はリフォームする。

▽延床面積が 50 m²以上の新築、工事部分の面積が 20 m²以上の増築、工事費（消費税を除く。）が 20 万円以上のリフォームである。

▽町内の建設業者が施工する。

▽市町村税等を滞納していない。

▽原則、交付申請を行った年度末までに工事が完成する。

※ただし、申請段階で次年度まで工事が掛かることが明らかである場合も助成対象となります。

▼助成金額

▽新 築 床面積 1 m²につき 10,000 円を助成（限度額 1,000,000 円）

▽増 築 増築部分の床面積 1 m²につき 10,000 円を助成（限度額 500,000 円）

▽リフォーム 工事費（消費税を除く。）の 15/100（限度額 500,000 円）

▼必要書類 子育て世帯住宅建設助成金交付申請書、位置図等、住宅の設計図（平面図、立面図）、市町村税完納証明書（大子町在住で、マイナンバーを記入した方は提出不用）
新築、増築は建築確認申請書又は建築工事届の写し、リフォームは工事請負契約書又は見積書の写し

▼その他 申請書を必ず着工前に建設課に提出してください。

問合せ 建設課 Tel 72-2611

木造住宅建設助成金の御案内

平成 29 年度に県産材を使った住宅を建設する方に助成金を交付します。ただし、子育て世帯住宅建設助成金、住宅リフォーム助成金との併用はできません。

▼助成要件 次の全ての項目に該当する方

▽町内に自ら居住するための住宅を新築、増築する。

▽木材に茨城県産材を 2 分の 1 以上使用する。

▽町内の建設業者が施工する。

▽延床面積が 50 m²以上の新築、工事部分の面積が 20 m²以上の増築。

▽市町村税等を滞納していない。

▽原則、交付申請を行った年度末までに工事が完成する。

※ただし、申請段階で次年度まで工事が掛かることが明らかである場合も助成対象となります。

▼助成金額

▽新 築 床面積 1 m²につき 5,000 円を助成（限度額 500,000 円）

▽増 築 増築部分の床面積 1 m²につき 5,000 円を助成（限度額 300,000 円）

▼必要書類 木造住宅建設助成金交付申請書、位置図等、住宅の設計図（平面図、立面図）、木
びろい表、市町村税完納証明書（大子町在住者で、マイナンバーを記入した方は提出不用）、新築、増築は建築確認申請書又は建築工事届の写し

▼その他 申請書を必ず着工前に建設課に提出してください。

問合せ 建設課 Tel 72-2611

「楽しいエクササイズ」のお知らせ

楽しいエクササイズ後半の参加者を募集いたします。

毎日の生活の中に運動を取り入れ、楽しく健康づくりができる教室です。

管理栄養士や保健師から食事や健康の話があるほか、インストラクターから誰でも簡単に組み入れる運動が学べ、日々の生活習慣を見直すことができます。

▼日程及び内容（受付時間 13：30～13：50）

日 時	健康について学ぼう（講話） 14：00～14：20	からだを動かそう 14：20～15：30
4月12日（水）	記録票を見てみよう！	ストレッチ、ボールを使った体操など
4月17日（月）	受けて安心、健診・がん検診！	
5月8日（月）	あなたの食事バランスは大丈夫？	
5月24日（水）	タバコには危険がいっぱい	
5月31日（水）	あなたのお口は大丈夫？ ～歯周病予防・健口体操～	
6月19日（月）	食中毒を予防しよう！	
6月28日（水）	熱中症予防で夏を元気に過ごそう！	
7月12日（水）	自分の適性エネルギーを知ろう	
7月26日（水）	受けて安心、乳がん検診！	
8月9日（水）	あなたの血糖は大丈夫？ ～糖尿病予防～	
8月30日（水）	間食のポイントを知ろう！	
9月13日（水）	忍びよる肺炎にご注意！ ～誤嚥性肺炎予防～	
9月27日（水）	あなたの骨は大丈夫？ ～骨粗しょう症予防～	
10月11日（水）	免疫力を高める食事	
10月18日（水）	まとめのクイズ	

※講話の内容は変更になることがあります。

- ▼会 場 リフレッシュセンター
- ▼対象者 町内に住所を有し、主治医に運動を禁止されていない方
- ▼参加費 無 料
- ▼講 師 健康運動指導士 古村 薫 先生
- ▼持ち物 当日は運動しやすい服装で、室内用の運動ぐつ（室外用の運動ぐつの底を拭いて使用可）、水などの水分を持参してください。
- ▼申込み 健康増進課に電話で申し込んでください。



問合せ 健康増進課 TEL 72-6611

ひとり親家庭自立促進講習会『介護職員初任者研修』

- ▼期 日 6月11日～10月1日の日曜日（16日間・レポート提出4回・全130時間）
- ▼会 場 茨城県母子寡婦福祉連合会母子・父子福祉センター会議室
- ▼対象者 母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦家庭で全日程出席でき、今後就労を希望する方
- ▼募集人数 20人
- ▼受講料 6,000円（ボランティア行事保険料が別途かかります。）
- ▼申込期限 5月22日（消印有効）
- ▼申込方法 「介護職員初任者研修会申込書」を郵送してください（用紙は、福祉課にあります。また、ホームページからダウンロードできます。）。
- ▼その他
 - ◇託児所を利用できます（2歳児以上）。
 - ◇次の条件を満たす方は交通費の一部が支給されます。
 - ・ひとり親家庭となって7年未満の方で所得が一定以下の方

申込み・問合せ

茨城県母子寡婦福祉連合会母子・父子福祉センター（〒310-0065 水戸市八幡町11-52）
TEL 029-221-8497

ゴミの野焼きは禁止です

廃棄物（ゴミ）をドラム缶やブロック、穴を掘って行う「野焼き（野外焼却）」をすることは一部の例外を除いて法律で禁止されています。野焼きは煙、すす、悪臭などにより周辺の住民に迷惑をかけるだけでなく、ダイオキシン類などの有害な物質を発生させ、人の健康や生活環境への影響が懸念されます。また、「野焼き」は火災の原因につながる危険性があるので行わないでください。「野焼き」などの野外等での不法な廃棄物の焼却については直接罰を伴う規定があり違反した場合は、5 年以下の懲役若しくは 1 千万円以下（法人の場合は 3 億円以下）の罰金に処せられることがあります。

違法な野焼きを見かけた場合には下記へ連絡をしてください。

問合せ 茨城県県北県民センター TEL 0294-80-3355
生活環境課 TEL 76-8802
消防本部予防課 TEL 72-0119

住宅用火災警報器の点検をしましょう

住宅用火災警報器は定期的に作動確認し音を聞きましょう。ボタンを押す、またはひもを引いて作動確認してください。正常な場合は正常をお知らせするメッセージ、または火災警報音が鳴ります。家族で火災時の警報音を定期的に確認しましょう。音が鳴らない場合は、電池がきちんとセットされているか確認してください。それでも鳴らない場合は、電池切れか機器本体の故障です。住宅用火災警報器の種類によって細かい注意点が異なりますので、取扱説明書を御覧ください。廃棄する場合は本体と電池を別にして、本体は燃えるごみ、電池は資源ごみとして出してください。

問合せ 消防本部予防課 TEL 72-0119

農地転用許可等が権限移譲されます

平成 29 年 4 月 1 日から農地法に係る事務の一部が茨城県から大子町に移譲されます。

権限移譲により大子町農業委員会の総会審議を経て許可・不許可等の処分が決定されますから、農地転用許可等までの期間が短縮されます。ただし、農地転用面積が 30 アールを越える案件及び大子町農業委員会が必要と認めた案件については、総会審議後に茨城県農業委員会ネットワーク機構の意見の答申が必要となります。

問合せ 農業委員会事務局 TEL 72-1457

行政連絡班における農家、非農家の 取扱いを廃止します

今まで、農家用広報誌等を農家の方のみに配布を行っていましたが、町が発行する広報等に農家、非農家の区別がなくなりましたので、平成 29 年度から廃止します。

なお、常陸農業協同組合が行政連絡班長に依頼して配布する広報紙等については、町が行うものではありませんので、御留意下さい。

問合せ 総務課総務担当
TEL 72-1114

メーターボックス内清掃のお願い

水道メーターボックスに冬期入れてある凍結防止材の撤去及び内側の清掃の御協力をお願いします。

メーターボックス内が汚れていると、管周辺の錆、カビの原因となり、漏水発見が遅れる原因にもなります。

メーターボックス内をきれいな状態で御利用ください。

問合せ 水道課 TEL 72-2221

無料法律相談会のお知らせ

大子町消費生活センターでは平成 29 年度、毎月 1 回弁護士による無料法律相談会を開催します。消費者問題だけでなく相続・離婚や隣近所とのトラブルなどについて、法律の専門家がお答えします。5 月以降の開催については、順次お知らせします。

- ▼弁護士 安彦和子(あびこかずこ)さん
▼日 時 4 月 27 日(木)10:00~15:00
(12:00~13:00 を除く。)
※相談は 1 件あたり 1 時間程度です。
▼会 場 保健センター 相談室
▼定 員 1 日 4 人(要予約・先着順)
▼その他 相談案件を弁護士に依頼することはできません。また、すでに弁護士に依頼している案件、係争中や同一案件の繰り返し利用は御遠慮ください。
▼申込み 事前に電話でお申し込みください。

問合せ 大子町消費生活センター
Tel 72-1124

消費者相談窓口の拡充のお知らせ

これまで毎週木曜日だった消費生活相談員による相談が、4 月から毎週火・木曜日の週 2 日になります。また、月・水・金曜日は相談専用電話 72-1124 にお電話いただくと、相談員に直接電話相談していただくことが可能となります。

商品の購入やサービスの提供など、消費者と事業者間における契約についての疑問やトラブルは、大子町消費生活センターに御相談ください。

問合せ 大子町消費生活センター
相談専用電話 72-1124
相談時間 9:00~12:00, 13:00~16:00
(土日祝日、年末年始を除く。)

フォレスパ大子営業再開のお知らせ

施設修繕に伴い臨時休館しておりましたが、修繕工事が完了し、4 月 1 日(土)から営業を再開しました。

皆様には、御不便と御迷惑をお掛けしましたが、今後とも御利用くださいますようよろしくお願いいたします。

問合せ 大子広域公園フォレスパ大子
Tel 72-6100

法テラス茨城 in 大子町 「法テラスの日」記念無料法律相談会

法テラス茨城では、「法テラスの日」(毎年 4 月 10 日: 法人設立日)を記念して、大子町で次のとおり、弁護士による無料法律相談会を行います。資力要件などはありませんので、法的トラブルでお困りの方、どうぞお気軽に御利用ください。

なお、法テラスは国が設立した公的な法人です。

- ▼日 時 4 月 19 日(水)
13:00~16:00
▼場 所 文化福祉会館「まいん」
▼定 員 先着 5 人程度(事前に法テラス茨城に電話で予約してください。)

予約・問合せ 法テラス茨城
Tel 050-3383-5390 (平日 9:00~17:00)

図書館プチ・ソフィア

無料で本・雑誌の貸出しを行っています。

- ▼一人 5 冊まで 2 週間利用できます。
▼休館日は、毎週月曜日と木曜日です。
▼開館時間は、午前 10 時から午後 6 時までです。

▼新しく入った本

「福島第一原発廃炉図鑑」開沼博, 「一億総貧困時代」雨宮処凛, 「ママたちが非常事態! ?」NHK スペシャル取材班, 「いい親よりも大切なこと」小竹めぐみ, 「騎士団長殺し 第 1 部・2 部」村上春樹, 「声なき蟬 上・下」佐伯泰英, 「ちはやふる 第 1 巻~3 4 巻」末次由紀, 「この世界の片隅に 上・中・下」こうの史代, 「ゆうびんやさんおねがいね」サンドラ・ホーニング, 「たまこおばあちゃんたびにでる」ませぎりえこ ほか

※インターネットで図書館プチ・ソフィアの蔵書が検索できます。

URL <http://www.lib-eye.net/daigo/>

問合せ 図書館プチ・ソフィア
Tel 72-6123